

社保審一介護給付費分科会	
第 160 回 (H30.7.4)	参考資料 2

社保審一介護給付費分科会	
第 98 回 (H26.1.15)	参考資料

介護保険サービスに関する消費税の取扱い等に係る審議報告

社会保障審議会介護給付費分科会

平成 25 年 12 月 24 日

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の規定により、今後、消費税率の引上げが行われることから、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について、これまで介護事業経営調査委員会において 5 回にわたり検討を行うとともに、介護給付費分科会において委員会からの報告内容に基づき検討を行ってきた。

これまでの委員会及び分科会における議論を踏まえ、以下の基本方針に基づき、平成 26 年 4 月に予定されている消費税率 8 % への引上げに対応することが必要である。

基本方針

1. 介護報酬とは別建ての高額投資対応について

- 介護サービス施設・事業所における高額な投資に係る消費税負担の実態を把握するため、「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」を行うとともに、この調査結果を踏まえ、介護報酬とは別建ての高額投資対応を行うこと（例えば、高額投資対応に必要な財源をプールして基金を造成し、介護サービス施設・事業所からの申請に基づいて、審査・支給する仕組みを創設すること）について検討を行った。
- 設備投資に関する調査結果では、介護における高額な投資は建物が大宗を占めているが、介護保険三施設（短期入所含む）における居住費（滞在費）は保険給付の対象外となっている。また、仮に高額投資の別建て対応を行う場合、設備投資は年度による変動幅が大きいと考えられることから、年度ごとの投資実績に応じた対応について必要な財源規模を正確に見込むことは困難と考えられる。
- さらに、別建て対応を行う場合、高額な設備投資の多い施設・事業所については、一定程度負担感が緩和されるものの、施設・事業所及び保

険者等において新たにシステム対応が必要となるなど、対応に伴うメリットとともにデメリットも考慮する必要がある。

- 以上のことから、消費税率 8 % 引上げ時には、介護報酬とは別建ての高額投資対応は行わない。

2. 介護報酬による対応について

- 介護報酬における考え方や診療報酬における過去の対応、医療保険における議論の動向を踏まえながら、介護報酬への上乗せの具体的な方法について、基本単位数に消費税対応分を上乗せする案、基本単位数に加え、消費税負担が相当程度見込まれる加算単位数にも消費税対応分を上乗せする案及び 1 単位単価に消費税対応分を上乗せする案の 3 案に基づき検討を行った。
- 1 単位単価への上乗せでは全ての施設・事業所に一律の手当となるため、分かりやすい反面で画一的な対応とならざるを得ない。また、基本単位数への上乗せのみでは、サービス種別に配慮した対応が可能となるものの、同一のサービスにおいては全ての施設・事業所に一律の手当となる。これに対し、基本単位数に加えて加算単位数にも上乗せを行う場合は、施設・事業所の消費税負担の実態により配慮した手当ができるものと考えられる。
- このため、上乗せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乗せを行う。
- なお、具体的な算出に当たっては、「平成 25 年度介護事業経営概況調査」の結果等により施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当を行う。

(1) 基本単位数への上乗せ

- 基本単位数への上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引上げ分を乗ずることにより基本単位上乗せ率を算出する。

（２）加算の取扱い

○ 各加算の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 基本単位数の割合で設定されている加算については、基本単位数への上乗せで手当されること、福祉用具貸与に係る加算については、交通費相当額と設定されていることから、これらの加算については上乗せ対応を行わない。
- ② 上記以外の加算のうち、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乗せ対応を行う。
- ③ 一方、課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数の設定が小さく、上乗せ分が１単位に満たないものなど、個別に上乗せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乗せ対応を行う。

３．その他

- 上記の他、施設サービスにおける基準費用額・特定入所者介護サービス費及び在宅サービスにおける区分支給限度基準額の取扱いについても検討を行った。
- 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果、現行の基準費用額を設定した際の費用額と、消費税引上げの影響を加味した費用額に一定の変動が認められるものの、第５期介護保険事業計画期間の中途において見直しを要するほどの変動幅ではないことから、据え置くこととする。
- 負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることを踏まえ、見直しは行わない。
- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じる

こと等から、引き上げることとする。

- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げないこととする。

以上

社保審－介護給付費分科会	
第 100 回（H26.4.28）	参考資料 1-4

社保審－介護給付費分科会	
第 98 回（H26.1.15）	資料 1-5

前回の介護給付費分科会で御指摘があった今後の課題について

※ 第 97 回介護給付費分科会での主だったご意見を事務局において整理したもの。

- 基準費用額の水準を検討するに当たっては、現行の基準費用額を設定する際の考え方が適切かという点も踏まえて検討することが必要。
- 区分支給限度基準額の議論に当たっては、消費税引上げへの対応の趣旨や施設系の利用者との公平性を図る観点を踏まえると、利用者が受けられるサービスが減らないよう配慮すべき。
- 区分支給限度基準額の議論に当たっては、要介護度別のサービス利用者に対する具体的な影響、制度全体への財政影響やケアマネジメントの実態なども踏まえて議論することが必要。